

社会保険

あいち



城山公園（尾張旭市）

とじて保管しましょう

《今月の主な内容》

- 養育期間の従前標準報酬月額のみなし措置について
- 交通事故などでけがをしたときは協会けんぽにご連絡ください
- 工作中・通勤途中のけがは健康保険を使用できません！
- コラム ～日本の健康・世界の健康～
- 社会保険健歩大会（ウォーキング）開催のお知らせ
- 「年金制度等事務講習会」開催のお知らせ

〔 事業所の名称や所在地を変更されました際には、「事業所名称・所在地等変更届」を愛知県社会保険協会へご提出くださいますようお願いいたします。 〕
なお、届書の様式は愛知県社会保険協会のホームページに掲載しております。

No. **559**

2023年9月

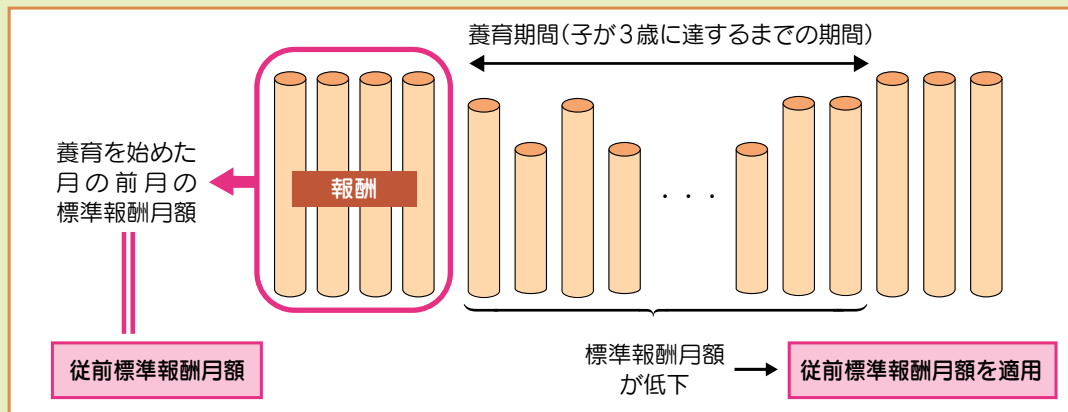
（隔月発行）

職場内で回覧しましょう

養育期間の従前標準報酬月額のみなし措置について

養育特例制度の概要

3歳未満の子を養育する方で、養育期間（子が3歳に達するまでの期間。以下同じ）中の各月の標準報酬月額が養育を始めた月の前月と比べて低下した期間については、申出をすることにより、将来受け取ることになる年金額の計算に際して、養育を始めた月の前月の標準報酬月額（従前標準報酬月額）を当該養育期間の標準報酬月額とみなされます。



養育を始める前に退職し、その後養育期間内に再び働き始めた場合などは、養育を始めた月の前月より直近1年以内で最後に被保険者であった月の標準報酬月額が、従前標準報酬月額とされます。

なお、申出日より前に養育期間がある場合には、養育期間のうち申出日の前月までの2年間について、さかのぼってこの措置が受けられます。

手続き方法

被保険者から申出があった事業主は「厚生年金保険 養育期間標準報酬月額特例申出書」を事務センターまたは管轄の年金事務所に提出します。なお、被保険者であった方（退職者）が提出する場合は、本人から直接提出することができます。

添付書類

- (1) 戸籍謄（抄）本または戸籍記載事項証明書
（申出者と子の身分関係および子の生年月日を証明できるもの）
 - ・コピーは不可です。
 - ・申出者が世帯主の場合は、申出者と養育する子の身分関係が確認できる住民票の写しでも代用できます。
- (2) 住民票の写し
（養育特例の要件に該当した日に申出者と子が同居していることを確認できるもの）
（例）育児休業終了の場合は、育児休業終了年月日の翌日の属する月の初日以後に発行された住民票が必要です。
 - ・提出日からさかのぼって90日以内に発行されたものを添付してください。
 - ・コピーは不可です。

・申出者と養育する子の個人番号（マイナンバー）がどちらも申出書に記載されている場合は、(2)の添付書類は不要です。

(3) 被保険者であった方が、退職後に事業主を経由せずに提出する場合で、かつ個人番号（マイナンバー）を記載し提出する場合は、次の書類を添付してください。

・窓口で提出する場合は、マイナンバーカードを提示してください。お持ちでない場合は以下のアおよびイを提示してください。

・郵送で提出する場合は、マイナンバーカードの表裏両面またはアおよびイのコピーを添付してください。

ア. マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）

イ. 身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど

※上記以外のイ. 身元（実存）確認書類については、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

(4) 養育している子が特別養子縁組の監護期間にある子の場合は、(1)に代えて家庭裁判所が交付する事件係属証明書および住民票の写し（コピーは不可）を添付してください。

(5) 養育している子が養子縁組里親に委託されている要保護児童の場合は、(1)および(2)に代えて児童相談所が交付する措置決定通知書を添付してください。

留意事項

(1) 特例措置の適用を受けようとする期間において勤務していた事業所等が複数ある場合、それぞれの事業所の被保険者期間ごとに、申出書を提出してください。

(2) 申出に基づく特例措置が終了した後、再度当該申出にかかる子について特例措置の適用を受ける場合には、改めて申出書を提出してください。この場合、戸籍謄（抄）本または戸籍記載事項証明書の添付は不要です。

夫婦ともに収入がある場合における被扶養者の認定

夫婦ともに収入がある場合における被扶養者認定については、被扶養者の人数にかかわらず、年間収入の多い方の被扶養者として認定を行います。なお、申請を行う被保険者の年間収入は、過去の収入、現時点の収入または将来の収入などから今後1年間の収入を見込んだ額を算出してください。

一方、届出に記載いただく「配偶者の収入（年収）」欄には、次のとおり配偶者が加入する制度によって年間収入の見込み額を算出してください。

・配偶者が被用者保険の被保険者の場合

被保険者と同様、過去の収入、現時点の収入または将来の収入などから今後1年間の収入を見込んだ額を記載してください。

・配偶者が国民健康保険の被保険者の場合

直近の年間所得で見込んだ額を年間収入として記載してください。

※育児休業等の期間で、主として生計を維持していた被保険者が育児休業等を取得したことにより一時的に夫婦の年間収入が逆転した場合等においても、当該休業期間中の被扶養者の異動にかかる手続きは不要です。

交通事故など でけがをしたときは 協会けんぽにご連絡ください

相手の行為によるけがで、医療機関を受診した場合は、協会けんぽへ「第三者行為による傷病届」を提出してください。

第三者行為による傷病届等についての詳細はこちら



例えばこんな時…

交通事故にあった



暴力や傷害行為を受けた



他人が飼育するペットにかまれた

第三者行為によるけがで健康保険を使用する際の流れ

1

事故にあったら、警察に届け出て、相手を確認する

2

協会けんぽに届出をする、もしくは連絡をする

3

医療機関等で、治療を受ける

4

示談の前に協会けんぽにご連絡ください

示談が成立すると協会けんぽから加害者への請求ができなくなることもあるため、必ず示談をする前に協会けんぽへご相談ください

5

協会けんぽが、健康保険分を加害者側に請求します



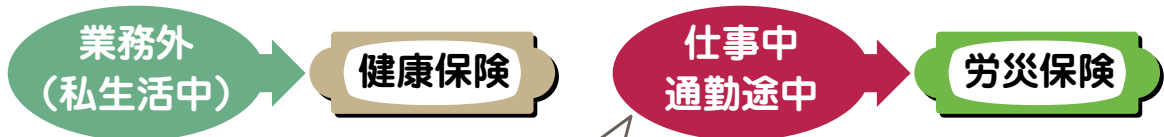
負傷原因の照会にご協力をお願いいたします

保険証を使用してけがの治療を受けた場合、第三者行為にあたらない場合でも、「業務上ではないか」「交通事故や暴力によるけがではないか」の確認のため後日照会文書をお送りしています。文書が届きましたら、「負傷原因回答票」をご返送いただきますようお願いいたします。

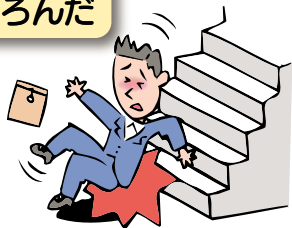


**仕事中心 ← 通勤途中 ← のけがは 健康保険を使用
できません！**

仕事や通勤中に負ったけが等の治療には、健康保険を使用することができません。
医療機関を受診する場合は、負傷した原因を必ず伝え、労災保険の給付を受けてく
ださい。



通勤途中に駅の
階段でころんだ



長時間炎天下の
屋外で作業をして、
熱中症になった



**例えば
こんな時…**

仕事はしご
から転落した
(業務が原因で
けがをした)



出張先で
自損事故を
起こした

! お近くの労働基準監督署
にご相談ください

仕事や通勤途中のけがが業務上災
害・通勤災害にあたるかどうかは、労働
基準監督署にて判断されます。

! 労災・通勤災害にもか
かわらず誤って保険証を
使用した場合は、協会
けんぽにお問い合わせく
ださい

記載の内容は、協会けんぽの加入者様向けのものです。
健康保険組合の加入者様は内容が異なる場合があります。

協会けんぽの紙面(4,5ページ)についてのお問い合わせはこちら

全国健康保険協会 愛知支部
協会けんぽ

〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階
TEL: 052-856-1490(代表)

●受付時間 午前8:30~午後5:15(土日祝日・年末年始を除く)

手続きは
郵送でお願い
します



メールマガジンにご登録ください。

健康保険、健康づくりに関する最新情報をお届けします。

3ステップで簡単登録!

- 1 ご登録画面へアクセス
- 2 新規登録をクリック
- 3 アドレスなど入力、確認ボタンをクリック

協会けんぽ愛知 メールマガ



コラム

～日本の健康・世界の健康～

日本の人口減少・少子化

名古屋市立大学大学院看護学研究科 准教授 江 啓発

日本の人口減少は、「静かな有事」として、マスメディアに取り上げられている。私の周りではニュースを反映するような出来事が起こり、各業界における人手不足の顕在化や外国からの労働人口の増加を実感することが増えた。私と同じように感じている人も多いのではないかと。人手不足はAIなど新技術により改善できることもあるだろうが、個人的に最も懸念しているのは、医療・年金・介護といった現行の社会保障システムの根幹が揺らぐことだ。

ここで、おおまかに日本の人口推移をまとめたい。日本の人口は明治時代1900年(4千万人台)から100年で3倍以上急激に拡大し、2004年～2008年にピークの1億2800万人台に達したが、その後100年ではほぼ同じスピードで1900年の水準に戻ると推計されている(図1)。21世紀における日本の人口減少ペースは、ほぼ世界一だ。背景には世界一の高齢化率(65歳以上高齢者の割合)と最低水準の出生率の組合せがある。移民などの国際的な人口移動を除き、人口の自然的な増減は出生者数と死亡者数で決まる。死亡者数については、日本は既に「多死社会」である。最新の統計によると、2022年の1年間に国内で死亡した日本人は156万人あまりと、過去最多となった。2040年には約167万人に達する見込みだ。人間の寿命には、生物的な限界がある。日本は、世界一長い平均寿命(男性81歳、女性87歳)の国で、高齢化率の最も高い社会であるため、この傾向は今後も続くだろう。

人口減少に歯止めをかけるための国の政策は、出生者数を増やすこと以外にはないが、現在の人口減少の傾向を変えることは、今後50年間ではほぼ不可能とされている。国立社会保障・人口問題研究所の2015年度推計では、直ちに少子化が解消できたとしても、2070年頃の日本人人口は1億を割り込むことが示されている。合計特殊出生率という指標がある。これは15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものと定義されている。言い換えると1人の女性が生涯に産むと想定される子どもの数だ。少子化の解消には、合計特殊出生率を約2.1(人口置換水準)まで上げなければならない。しかし、第二次ベビーブームの1973年以降、合計特殊出生率は減少傾向が続いている。厚生労働省によると、2022年の合計特殊出生率は前の年から0.05ポイント下がって1.26と7年連続の減少で、最も低かった2005年と並んで過去最低となった。出生数は、統計を取り始めた1899年以来初めて80万人を下回り、過去最少となった(図2)。

話を少し戻すが、なぜ合計特殊出生率を2.1まで上げて人口が減り続けるとされているのか。その理由は人口の構造要因による「少親化」である。出生数が年低下すると、親の世代が縮小する。縮小した親の世代がより小さな世代を生むことになり、少子化のスパイラル(悪循環)が生じる。仮に出生率が回復・安定したとしても、現在の子どもを出産するのは過去に生まれた親となる。つまり、出生率の減少傾向は、過去の積み重ねによる結果であるため、直ぐに変わることはないといえるのだ。これが少子化対策の最も難しい点であり、対策の効果が出るまでには、何十年もの時間がかかる。

今年6月、岸田首相は記者会見で「2030年代に入るまでが少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスだ」と訴えた。ラストチャンスとする1つの大きな根拠は、2030年時点で子どもを出産する親が2005年前頃に生まれた世帯であることだ。2005年頃は毎年安定的におよそ120万人が生まれていたが、約10年後の2016年は出生数が100万人を割った。少子化傾向に歯止めをかけるためには、2005年前生まれの世代が鍵なのだ。

最近、政府が掲げた「異次元の少子化対策」と呼ばれる「子ども未来戦略方針」では、基本理念に①若い世代の所得を増やす、②社会全体の構造・意識を変える、③全ての子ども・子育て世帯を切れ目なく支援することの3つが示された。筆者が特に注目するのは、若い世代の雇用の安定と質の向上に関連する施策だ。昨今、若い世代における未婚化・晩婚化が加速している。対策を進めるならば、第2子、第3子よりはまず第1子に辿り着くまでの支援という視点が欠かせないだろう。若い世代への雇用支援強化策は、根本的且つ持続的な取組みとして重要だと考えられる。

とはいっても、子どもの出産については各個人に委ねられており、「日本の人口はある程度は減少しても良い」と考える人もいるだろう。ただし、その場合、「ある程度の減少」に止まらない人口減少社会が到来することも同時に想像しておく必要がある。まさに今が、日本という国の未来がどうなっていくかの大きな分岐点なのである。

注：人口置換水準とは、ある世代が、自分の世代の人口と同じ規模の次世代を残すような子どもの生み方(出生行動)の水準。社会の死亡率の水準も関係し、生まれてくる子どもの性比(通常は安定的)も影響する。

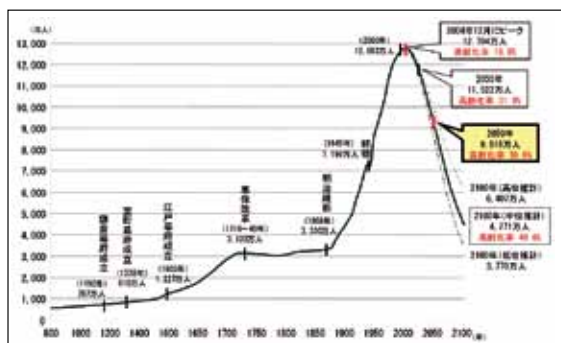


図1. 日本人口の推移。引用:「国土の長期展望」中間とりまとめ概要(平成23年、国土交通省)

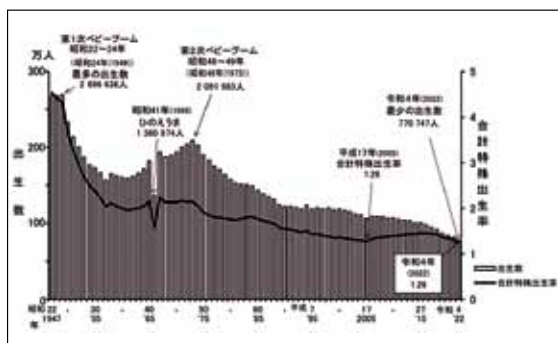


図2. 出生数及び合計特殊出生率の年次推移。引用:厚生労働省、令和4年人口動態統計月報年次の概況



参加者募集 「ボウリング大会」開催のお知らせ



ボウリング大会を下記のとおり開催します。多数のご参加をお待ちしております。

- **と き** 2023年11月11日(土)
受付時間 午前9時30分～9時50分
競技開始 午前10時
- **と ころ** スポーツ名古屋 名古屋市中区新栄2-45-26
- **参加料** 無料
ただし、貸靴料(420円)は個人負担となります。
- **募集人員** 60名(1事業所6名様まで)
- **参加資格** 2023年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の被保険者とその被扶養者(ただし、中学生以上の方に限らせていただきます。)
- **申込期限** 2023年10月20日(金)
※募集人員に達したときは、受付を締め切らせていただきます。(ホームページにその旨掲載いたします。)
- **競技方法** 男女別個人戦を行い、3ゲームの合計得点により順位を決定します。

※申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。
または、FAX(052-678-7334)にてご連絡いただければ、申込書等をFAXでお送りいたします。(必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。)

参加申込募集 「日帰りバスツアーハイキング」のご案内

2023年10月～12月(秋)の名鉄観光バス「日帰りバスツアーハイキング」コースのうち、下記のコース(出発日限定)について、旅行代金の一部補助を行います。

参加補助券を発行しますので、当日ご持参ください。

「秋風吹く根の上高原・湖畔周遊と銀の森でひと休み」コース 【岐阜県】

出発日：2023年10月28日(土)
集合場所：名鉄バスセンター4階
集合時間：午前7時40分(出発 午前8時00分)

◆ハイキングコースについて
難易度 初級者向き 距離 6.0km 時間 2時間40分 標高差 100m未満

- ◆ **旅行代金** おとな 5,600円 こども 5,100円
- ◆ **補助金額** 1名様につき 1,000円(おとな、こども同額)
- ◆ **募集定員** 100名(1事業所4名様まで)
- ◆ **参加資格** 2023年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の被保険者とその被扶養者
- ◆ **申込期限** 2023年10月13日(金)
※募集定員に達したときは、受付を締め切らせていただきます。(ホームページにその旨掲載いたします。)

※申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。
または、FAX(052-678-7334)にてご連絡いただければ、申込書等をFAXでお送りいたします。(必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。)

第38回 社会保険 健歩大会 (ウォーキング)開催のお知らせ

愛知県社会保険協会では、下記のとおり「社会保険健歩大会」を開催いたします。職場の皆さんやご家族お誘い合わせのうえ、是非ご参加ください。

事前申込不要
健康保険証の提示で参加賞Get

開催日 2023年10月21日(土) 「名鉄のハイキング(電車沿線コース)」と同時開催

コース 名古屋の秋を彩る最大の祭「名古屋まつり」と徳川美術館を巡るコース

名鉄名古屋本線 東枇杷島駅→枇杷島公園【スタート】…トヨタ産業技術記念館、名古屋能楽堂、金シャチ横丁(正門側)、名古屋城(名古屋まつり会場)、金シャチ横丁(東門側)、赤塚神社、徳川美術館、片山八幡神社…森下駅【ゴール】

約8.0km
約2時間00分

- 受付** 場所：枇杷島公園(名鉄名古屋本線「東枇杷島駅」から徒歩約5分)
時間：午前8時30分から午前11時まで(受付後は、随時出発)
受付：当日、社会保険協会の受付に①の参加票を提出、または②の健康保険証を提示してください。
① 下記の「社会保険健歩大会参加票」(コピー可)に、家族やグループごとに記入し受付に提出してください。
② 健康保険証(協会けんぽ・健康保険組合の方に限る)を受付で提示してください。
● 先着500名の方に参加賞をお渡しいたします。

その他の事項 ①ハイキング中の負傷等については、責任は負いかねます。
②天候その他の状況により「名鉄のハイキング」が中止となった場合は、社会保険健歩大会も中止とします。

—コピーをして回覧してください。または、社内に掲示して社員の皆様にお知らせください。—

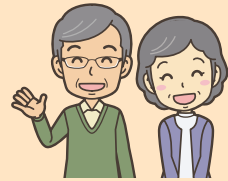
切り取り線

第38回 社会保険健歩大会参加票 (参加賞引換券)

事業所名	
事業所所在地	
参加者(代表者)の氏名	グループの場合は代表者の氏名 参加人数 名

「社会保険健歩大会参加票」は、家族やグループごとに記入し、当日「社会保険協会」の受付に提出してください。先着500名の方に参加賞をお渡しいたします。「参加票」は、参加人員等のデータを集約した後速やかに廃棄し、他には使用いたしません。

「シニアライフセミナー」の開催について



愛知県社会保険協会では、定年退職後の豊かで健康的な生きがいのあるシニアライフを過ごしていただくため、**愛知県社会保険委員会連合会と共催**でセミナーを開催いたします。皆様のお申し込みをお待ちしております。

◎開催日時・会場 4日間とも 午後1時開始、午後4時30分終了予定（受付：午後0時45分から）

開催日	会場	所在地	定員(名)
10月11日(水)	愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 大会議室 1001	名古屋市中村区名駅4-4-38	30
10月19日(木)	愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 大会議室 1001	名古屋市中村区名駅4-4-38	30
10月20日(金)	豊橋商工会議所 406会議室	豊橋市花田町字石塚42-1	20
10月24日(火)	愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 大会議室 1001	名古屋市中村区名駅4-4-38	30

◆セミナーのテーマ

- ・ライフプランと生きがい
- ・家庭経済プラン
- ・老齢年金制度について

◆参加費 無料

◆参加資格 2023年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の50歳以上の被保険者とその配偶者

◆申込期限 9月27日(水)
申込者多数の場合は、**抽選**とさせていただきます。

※申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX(052-678-7334)にてご連絡いただければ、申込書等をFAXでお送りいたします。(必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。)



「年金制度等事務講習会」開催のお知らせ

愛知県社会保険協会では、下記の講習内容で事務講習会を開催いたします。受講をご希望の皆様のお申し込みをお待ちしております。

◎開催日時・会場 4日間とも 午後2時開始、午後4時30分終了予定（受付：午後1時30分から）

開催日	会場	所在地	定員(名)
11月2日(木)	愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 中会議室 1103	名古屋市中村区名駅4-4-38	60
11月7日(火)	愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 中会議室 1103	名古屋市中村区名駅4-4-38	60
11月10日(金)	栄ガスビル 5階 キングルーム	名古屋市中区栄3-15-33	70
11月13日(月)	愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 中会議室 1103	名古屋市中村区名駅4-4-38	60

◆講習内容

- ・年金のしくみについて
- ・年金の支給要件と支給開始年齢、年金額について
- ・ねんきんネット、ねんきん定期便について
- ・在職中の雇用保険の給付と年金の支給調整について
- ・退職後の雇用保険の給付と年金の支給調整について
- ・退職後の健康保険について
- ・最近の年金関連の動向

◆講師 社会保険労務士

◆受講料 無料

◆申込資格 2023年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の方
お申し込みは1事業所1名様とします。(ただし、被保険者200名以上の事業所は2名様までとします。)

◆申込期限 10月10日(火)
申込者多数の場合は、**抽選**とさせていただきます。

※申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX(052-678-7334)にてご連絡いただければ、申込書等をFAXでお送りいたします。(必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。)

社会保険 **あいち** No.559

— 令和5年9月発行 —

記事提供：日本年金機構大曾根地域代表年金事務所
全国健康保険協会愛知支部
発行：一般財団法人愛知県社会保険協会
〒456-0022
名古屋市熱田区横田1丁目11番6号 フジ神宮ビル8階
☎ 052-678-7330 URL <https://www.shaho-aichi.jp>